

申請に対する処分

処分名	国民健康保険限度額適用認定
根拠法令	国民健康保険法施行規則第27条の14の2
所管課	国民健康保険課（名瀬）保険福祉課（住用）市民課 （笠利）

1 審査基準

申請を行うことができる人

国民健康保険の被保険者で、被保険者が属する世帯の世帯主に、保険税の滞納がない者

申請の方法

「限度額適用認定申請書」に次の書類を添付して申請する。

ア 上位所得者の世帯に属する被保険者

被保険者の属する世帯の世帯主について、申請の日時点で保険税の滞納がないことを証する書類

イ 一般の世帯に属する被保険者

アで添付する書類及び被保険者の属する世帯に属する全ての被保険者について、基準所得額を合算した額が600万円以下であることを証する書類

ウ 低所得者の世帯に属する被保険者

アで添付する書類及び被保険者の属する世帯の世帯主及びその世帯に属する当該市町村の行う国民健康保険の被保険者について、市町村民税が課されないこと又は市町村の条例で定めるところにより市町村民税が免除されることを証する書類

なお、当該事実を公簿又はその写しによって確認することができるときは、当該書類を省略できる。

認定の要件

「 A 」 ... 上位所得者の世帯の場合

「 B 」 ... 一般の世帯の場合

「 C 」 ... 低所得者の世帯の場合

2 標準処理時間

1日から7日までの間